

「神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程」において次に掲げる行為及びそれらに助力することを研究費の不正使用と定義しています。

預け金

架空取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させる行為です。

なお、虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせる行為も研究費の不正使用に該当します。

カラ出張・旅費の重複支給

虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせる行為です。

例えば 実際には行っていない出張や、かかっていない交通費等を申請する、同一の出張旅費を重複して支出を受けるなどの行為があたります。

カラ謝金

虚偽の申請に基づきポスト・ドクター、リサーチ・アシスタント等の報酬等を本学に支払わせる行為です。

例えば 実態の伴わない作業の謝金を支出する、アルバイト等において出勤日数や勤務時間を水増しして請求を行い、実態と異なる給与を受領するなどの行為があたります。

目的外使用

法令、学内諸規程又は当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用する行為です。

また、上に掲げる行為の証拠隠滅や立証妨害も不正となります。

神奈川大学は、「教育と研究の高度な結合」を大学の理念・目的に基づく4つの方針のひとつとして掲げ、世界的水準の優れた学術研究を行うことで、社会からの信頼を得てきました。

一人の、一つの研究不正が、科学の発展を阻害するものともなり、また、神奈川大学に寄せられる社会からの信頼を大きく損なうことにもつながります。

このパンフレットに記載の「研究者の行動規範」に基づいた責任ある研究活動を常に心がけてください。

神奈川大学では研究活動における不正を防止するため

次のような取組みをしています

コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施

研究倫理委員会が策定した、コンプライアンス教育・研究倫理教育を実施しています。

APRIN e-learning教材の導入

教職員及び大学院生を対象に、研究不正、研究費不正使用等に対する認識を深めることを目的とした、APRIN e-learningを導入しています。公的研究費を得られた研究者の方は修了することが求められ、公的研究費の種類によっては、応募の条件に事前受講が必須の場合もあります。受講対象者には研究推進部よりご案内します。

論文チェックツールの導入

論文チェックツール(iThenticate アイセンティケイト)を導入しています。このツールは、研究成果や著作権の内容を、インターネット上の公開情報と照合し、その独自性を検証するものです。論文発表・公開前にチェックを行うことによって、独自性や新規性に問題がない状態に改善することができます。専任教職員及び大学院生が利用できます。ご使用に当たっては、研究推進部までお申し出ください。

相談窓口の設置

研究活動における不正行為、研究費不正使用の相談窓口を設けています。

相談窓口 ▶ 研究推進部長 横浜キャンパス 1号館3階
Email ▶ kenkyu-soudan@kanagawa-u.ac.jp

通報窓口の設置

研究活動における不正行為、研究費不正使用の通報窓口を設けています。

相談窓口 ▶ 研究推進部長 横浜キャンパス 1号館3階
Email ▶ kenkyu-tsuuhou@kanagawa-u.ac.jp

研究倫理、研究費の使用方法などについてのお問い合わせ先

横浜キャンパス 研究推進部（1号館3階）

☎045(481)5661

みなとみらいキャンパス 研究推進課（11階）

☎045(664)3710

責任ある 研究活動 のために

研究者の行動規範

（「神奈川大学研究倫理綱領」より抜粋）

- 研究者の基本姿勢**
研究者は、真理を真摯に探究し、専門的知識の拡大と深化、研究能力の向上にたえず努める。
- 研究者の自律性**
研究者は、学問的良心に従って研究を自律的に遂行し、不当な圧力に屈せず、研究成果を歪めない。
- 研究者の社会的責任**
研究者は、自らの専門的知識や能力を公益と福祉のために役立てる社会的責任を負っており、その成果を公表するなど積極的に社会に還元する。
- 研究協力者への配慮**
研究者は、研究協力者に対し、その人格と人権を尊重し、真摯な態度で接する。
- 研究資金の適正な使用**
研究者は、学内外から交付される公的な研究資金を法令及び学内諸規程に従って適正に使用し、私的な利益のために不正に使用せず、また不正使用に加担しない。
- 知的不正行為の防止**
研究者は、研究・調査・実験データを記録保存して厳正に取り扱うとともに、それらのデータのねつ造・改ざん及び他の研究者の成果の盗用をせず、またそれらの知的不正行為に加担しない。
- 研究・教育における差別の排除**
研究者は、研究・教育活動において公平・公正を常に保ち、人種・性・宗教・思想・信条などの違いによって他者を差別せず、個人の人格と人権を尊重する。

本学では、研究倫理に基づいた研究が遂行されるよう研究倫理綱領、規程等を整備しています。これらは大学ホームページで確認することができます。

大学ホームページ 本学の研究倫理

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/research/policy/>

研究活動に
おける

特定不正行為

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」では、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用を研究活動における特定不正行為と定義し、罰則の対象としています。本学もこれらの行為を研究活動上の特定不正行為として取り扱います。

研究活動に
おける

不適切な行為

特定不正行為以外であれば、正当であるということの意味するものではありません。例えば、次のような行為は不正につながりすることから、不適切な研究活動のあり方とされています。そのような行為は行うべきではありません。

責任ある

研究活動を行うために

研究者は、ねつ造、改ざん、盗用などの特定不正行為を行わないこと。また、それらに加担しないことは当然のことですが、責任ある研究活動を行うためには、次に掲げる事項への適切な対応も同時に求められます。

ねつ造

存在しないデータ、研究成果等を作成する行為です。

例えば

実際には実験を行っていないのに、あたかもその結果で得られたデータとして作り上げて発表するなど。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することです。

例えば

実験によって得られたデータではあるが、想定していたものと異なっていたため、データに切り貼りをしたなど。

盗用

他の研究者のアイデア、試料、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為です。

例えば

- ①研究室の学生が実験で得たデータを当該学生の了解を得ず、自分の論文に使用し発表を行った。
- ②既に発表された論文や Web サイト上の記事をそのまま自身の論文に引用を明記することなく転記してしまったなど。

また、上に掲げる行為の証拠隠滅や立証妨害も不正となります。

こうした行為は不正行為です！

- インターネットで見つけた他人の論文、文章などを切り貼りして、自分の論文として提出した。
- 他人の論文・著作などの主張を、主語を変えるなどして自分の主張のようにして発表した。
- 自分の推論・主張を補強するため、架空の実験画像を作ったり、実際の画像に加工を加えたりして、論文に掲載した。
- 自分の推論・主張に合わない実験データを削除するなどして、論文を作成し発表した。
- 他人や同僚などが話していたアイデアを聞いて、自分のアイデアとして文書や口頭で発表した。

など

オーサーシップについて

論文著者として掲載するためには、

- ① 研究の構想・立案、データの取得・分析・解釈に実質的に寄与している。
- ② 出版原稿の最終版を承認している。
- ③ 論文に対する疑義の指摘において研究の説明責任を果たす。

以上 3 つのことが基準となると言われ、全ての基準をクリアすることが求められていますが、これらを満たさずに共著者として掲載することは不適切とされます。また、逆にこれらを満たす者を掲載しないことも不適切な行為です。

二重投稿について

著者自身によって既に公表されている論文等であることを開示せず、同一の情報を公表すること、または、ほぼ同一の内容の論文を同時期に 2 つの学術雑誌に投稿することです。公表済みの場合は、その旨を明記する必要があります。

サラミ投稿について

1つの研究を分割して公表することです。二重投稿と同様、業績の水増しと見なされたり、また研究意義が明確でなくなることが問題となります。

査読における不適切な行為について

投稿者による査読者へのなりすまし、ゲスト編集者制度を利用した査読偽装、互助会グループによる査読偽装、個人的な連携による査読偽装、査読・改訂サイクルへの遅延行為、査読者による情報漏洩・盗用、編集者による査読の不適切な管理、捕食出版及び論文工場の利用等は、査読における不適切な行為です。

- 文部科学省 研究機関における公的研究費の管理・監査
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm
- 文部科学省 研究活動における不正行為への対応等
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm
- 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究公正ポータル
研究倫理教育映像教材「倫理の空白」「THE LAB」等
https://www.jst.go.jp/kousei_p/
- 独立行政法人日本学術振興会 研究公正
研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」等
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/>

もっと詳しく知るために...

研究に関わる資料等の保存

研究に関係した資料・試料・実験ノート等での記録・画像データ、インタビュー記録などを成果発表後も適切に保管・管理することによって事後の検証を可能にし、研究成果の信頼性・客観性を担保することとなります。

なお、不正行為の疑いの指摘を受けたときは、自身で疑いを覆すに足る証拠を示すことが求められます。

成果の公開

先行研究を調査することは、研究の学術的意義を明確にするためにも必要です。成果を公開するときは、先行研究からの引用や参照した文献等については出典を適切に明記することで、盗用の疑念を受けることが避けられます。

共同研究において

共同研究を行うときは、共同研究者のあいだで、研究の役割分担や責任、データ取得・管理・共有の方法、成果発表時の論文記載方針を事前に決めておきましょう。また、研究の意義・目的について共通の認識を持つことが大切です。

研究チームにおける配慮

チームの中心となる研究者は、若手研究者・大学院生等の研究者を育成すること、研究が健全に行われる環境を作ることも重要です。研究成果の過度の追求によるプレッシャーが無いような体制の整備が必要です。

研究インテグリティの確保

昨今、研究活動の国際化・オープン化が進み、諸外国からの不当な影響により意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性や、安全保障上の技術流失等の新たなリスクが指摘されています。これらの新しいリスクに対し、国際的に信用性のある研究環境を構築するため、研究の健全性や公正性（研究インテグリティ）の確保が求められています。

本学では、研究インテグリティの確保に関する申告手続きとして、国内外の学外機関との利益相反状況や安全保障輸出管理上の申告を受け付け、適切なマネジメントを行っています。